

# 住民税って どんなもの？

# 税が支える 住みよいまちづくり

住民税は、皆さんの日常生活に身近な関わりを持つ町や県が行う仕事のための費用を、住民が分担し合うという性格の税金です。

一般に、町民税と県民税を合せて住民税と呼びます。



■問い合わせ ・課税内容について 税務課 住民税係 内線 113  
・口座振替について 税務課 徴収係 内線 110

- 均等割も所得割も課税されない方
- ・ 令和2年1月1日以前に死亡した方
- ・ 令和2年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・ 障がい者、未成年者、寡

## ■令和2年度住民税が課税

## 税額の計算は…

- 均等割・町民税 3,500円  
・県民税 2,000円
  - 所得割  
課税所得 × 税率 - 税額控除額  
(課税所得 - 所得全額 - 所得控除額)

税額の計算は、皆さんが出された申告書などを基に行っています。

住民税は、一定の額を負担する「均等割」と所得金額に応じて負担する「所得割」によって構成されています。原則その年の1月1日現在町内に住所があり、前年中に所得のあつた方が納税義務者となります。

婦・寡夫で前年の合計所得金額(※1)が125万円以下の方

かりの特別徴収、③普通徴収（自主納付）があり、そのいずれ

金。支払者から届く源泉徴収票に「公的年金」と表記されているもので、遺

● **均等割が課税されない方**  
前年中の合計所得金額が  
次の式で求めた金額以下の  
方

れか、または組み合わせによって納付することになります。納税通知書は6月中旬までに納税義務者に送付します。会社に勤めている方（給与所得者）には会社を

族年金、障害年金などの  
非課税年金は含まない  
**③普通徴収（自主納付）**  
前記①、②以外の方の住  
民税は6月に納税通知書と  
4回分の納付書を送付しま

## ■納付方法

8月	6月	4月
仮徵収		
2月	12月	10月
本徵収		

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、納め忘れを防止できます。一度手続きをすれば翌年度以降も継続されるので便利です。税務課または町内の金融機関に備え付けの□座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳印を押印して提出してください。

第4期分	第3期分	第2期分	第1期分 および全納	期別
2月1日 <small>令和3年</small> 月	11月2日 月	8月31日 月	6月30日 火	納期限

■安全で便利な口座振替をご利用ください

納付のために現金を持ち歩く必要がなく、納め忘れを防止できます。一度手続きをすれば翌年度以降も継続されるので便利です。税務課または町内の金融機関に備え付けの口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳印を押印して提出してください。